

訴 状

2011年 8月26日

松山地方裁判所 御中

原告 11名

〒794-8511

愛媛県今治市別宮町1-4-1

被告 今治市

代表者 今治市長 菅 良二

処分行政庁 今治市教育委員会

上記代表者 教育委員長 小田 道人司

(下記請求の趣旨第1は前頁の被告につき)

〒794-8511

愛媛県今治市別宮町1-4-1

被告 今治市

代表者 今治市長 菅 良二

(下記請求の趣旨第2項及び3項は上記の被告につき)

訴訟物の価額 金 1710000円

貼用印紙額 金14000円

一、請求の趣旨

1、採択に関する請求の趣旨

(1) 主位的請求

今治市教育委員会(以下「今治市教委」という。)が、公共入札の一種である教科書採択において、適正かつ公正な採択(入札及び落札)環境を整備

しないまま、2011年8月30日13時30分に開催予定の第12回教育委員会（8月教育委員会臨時会、以下「臨時会」という。）に、2012（平成24）年度使用中学校用社会科歴史的分野の育鵬社版及び自由社版教科書、同公民的分野の育鵬社版及び自由社版教科書（以下「本件教科書」という。）の関係者である小田道人司教育委員長が、出席し、社会科歴史的分野及び同公民的分野の教科書採択の審議及び落札行為（採決）（以下「本件審議及び落札行為」という。）を行ってはならない。

（2）予備的請求

上記採択に関して、仮に、裁判所の不手際等で臨時会期間を徒過し、本件審議及び落札行為（採決）が行われた場合は、本件審議及び落札行為（採決）の取消を求める。

2、被告今治市は、各原告らそれぞれに対し、金100円及び、これに対する本訴状送達の日から翌日から支払済みまで、年5分の割合による金員を支払え。

3、訴訟費用は被告の負担とする。

との判決及び1項（1）並びに2項について仮執行の宣言を求める。

（請求の原因）

第一、当事者

1、原告

原告らは、今治市民を含む、愛媛県民であり、今治市教委に請願書及び審査請求書を提出した請願者及び審査請求人ないし、請願団体・審査請求団体の会員である。

2、被告

被告は、今治市（代表者は、今治市長菅良二、処分行政庁は今治市教育委員会、同委員会の代表者は教育委員長の小田道人司。以下被告今治市の本件

処分庁の今治市教委を「被告今治市教委」という。)である。

第二、請求理由

原告らが、被告今治市教委が、公共入札での一種である教科書採択（採択した教科書を国が購入し、無償で児童・生徒に給付する）の適正かつ公正な入札及び落札（採択）環境を整備しないまま、臨時会に小田委員長が、出席し、本件審議及び落札行為（採決）を行ってはならないと求める理由の概要は、以下のとおりである。

- 1, 被告今治市教委は、教科書採択手続きの事務を所管し、児童・生徒たち（以下「子どもたち」という。）にとって適切な教科書が選定されるために、適正かつ公正な入札と落札（採択）が行われる環境を整備する義務を負っている（以下、この義務を「入・落札環境整備義務」という。）。
- 2, ところが、被告今治市教委は、入札商品目録である中学校用教科書目録（平成24年度使用）に、小田委員長が関係する本件教科書が掲載されているにもかかわらず、小田委員長が採択手続きに関与し続け、落札する商品について審議し、採決する臨時会に出席しようとしているなど、入・落札環境整備義務を怠っている。
- 3, 仮に、被告今治市教委が、入・落札環境整備義務を怠ったまま、臨時会に小田委員長が出席し、小田委員長が関係している歴史的分野及び公民的分野の教科書採択の審議に参加し、落札行為（採決）に加われば、審議そのものが違法となり、また、落札行為（採決）も不正・違法・不公正となる（民法108条違反、独占禁止法等の不公正な取引方法等違反、入札談合等関与行為防止法等違反）。
- 4, また、被告今治市教委の教育委員らには、適切な教科書が選定されるために設置された今治市教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という。）の答申（報告）や全教員らの調査報告を集計した調査報告書に示された教員らの教科書の評価及び希望に拘束されることなく、教育委員ら独自の評価に基づき、審議し、落札（採決）する権限を有していない。また、被告今治市教委の教育委員らは、教育委員ら独自の評価に基づき、審議し、落札（採決）するために不可欠である教科書選定審査・採決資格条件を満た

していない。ゆえに、被告今治市教委の教育委員らが、独自の評価に基づき落札（採決）を行えば、違法となるが、教育委員らは、2009年度と同じように、本件においても、違法な採択（落札）を行おうとしている。

- 5, 以上の不正・違法・不公正を落札（採決）に基づき、落札された教科書を子どもたちが使用すると理由から、教員用の教科書及び教師用指導書を、今治市の財政から購入すれば、その購入費用も違法な公金の支出となる。

上記の各項目につき順次以下に述べる。

(1) 被告今治市教委の入・落札環境整備義務の不作为

公正取引委員会は、同会のホームページで、「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針（妙）」（以下「独占禁止法上の指針」という。）を掲載し、同指針の「1 受注者の選定に関する行為－(1) 考え方」を次のように示している。

「会計法、地方自治法等では、原則として、入札参加者の中から発注者にとって最も有利な内容の入札をした者を契約の相手方とし、その提示した条件で契約を締結する入札の手続を定めている。」

つまり、被告今治市教委は、入札対象商品一覧目録のなかから、「最も有利な内容」の商品（教科書）が選定されるように、入・落札環境整備義務を負っている。

教科書の発行に関する臨時措置法施行規則において、教科書の定価を規定し、文科省告示で定める定価認可基準において、教科書の種目別、学年別に最高額を定め、この範囲内で文科大臣が認可している。よって、教科書採択（入札・落札）においては、事実上商品の価格競争は存在せず、「最も有利な内容」の商品を選定する際の審査基準には、価格項目は含まれない。つまり、入札商品の教科書を選定する審査基準は、教科書の「内容」（記述）が、「最も有利」であるか否かということになる。

すると、当然ながら、憲法第26条が保障する、子どもたちの「教育を受ける権利」が保障されている「内容」であるかが、選定の最大のポイントとなる。

当然、子どもたちには正確な知識と、多面的・多角的な視点からのものの見

方、考え方が提供されなければならない。そして、それらの基礎的な知識をもとに、子どもたち自らが、自主的・主体的に学んでいくことのできる教育環境を、私たち大人の市民および各行政機関がその責任を負っている。分けても、被告今治市教委は、そのような教育環境を提供・保障しなければならない義務を負っている。

以下の最高裁判決は、これらのことを、明確に述べている。

「殊に個人の基本的自由を認め、その人格の独立を国政上尊重すべきものとして憲法の下においては、子どもが自由かつ独立の人格として成長することを妨げるような国家的介入、例えば、誤った知識や一方的な観念を子どもたちに植えつけるような内容の教育を施すことを強制するようなことは、憲法26条、13条の規定上からも許されないと解することができる」

(旭川学力テスト事件 最高裁大法廷判決 1976年5月21日)

つまり、落札する商品（教科書）の選定は、入札商品のなかから、子どもたちにとって、最も適切な内容が記載されている教科書が選定される必要があり、そのことが保障される手続きを整備する義務を被告今治市教委は、負っている。

以上の理由から、「えひめ教科書裁判を支える会」及び同会会員らである原告らは、適正かつ公正な採択（入札・落札）環境を整備する措置を求めて、被告今治市教委の2011年度第8回教育委員会に『「調査要素と具体的な観点」に関する請願書』を、第9回教育委員会に「開かれた教育委員会会議を求める請願書」を、第10回教育委員会に「教科書採択における適正手続に関する請願書」を、第11回教育委員会に「教科書採択会議における適正手続を求める請願書」と「小田道人司教育委員長 の辞職を求める請願書」を、提出した。

『「調査要素と具体的な観点」に関する請願書』と「開かれた教育委員会会議を求める請願書」を不採択としたことに対しては、審査請求を求めてもいる。

しかし、被告今治市教委を組織している5人の教育委員らは、これらの請願事項をことごとく合理的かつ客観的な理由を示すことなく不採択とした。

つまり、被告今治市教委は、入・落札環境整備義務を放棄し、適切な措置を講じることを怠っている。これは、先に示した、独占禁止法上の指針にも反し、会計法、地方自治法等にも反し、また、「教科書の採択は、・・・、綿

密な調査研究に基づき、適切に行われる必要があります。」との文部科学省（以下「文科省」という。）の「教科書の採択について（通知）」にも反する。

（２）小田委員長の双方代理人の違法など

小田委員長、「日本会議」の会員である。（別紙１ 小田委員長と本件教科書の関係資料〔説明書〕１）

「日本会議」は、憲法改悪や教育の国家主義化をめざす日本最大の右翼政治団体であり、同じ目的を有する「新しい歴史教科書をつくる会」（以下「つくる会」という。）と人的、組織的に一体となって、教科書作成・採択運動を続けてきた。（別紙１ 小田委員長と本件教科書の関係資料〔説明書〕２）

「つくる会」は、現在、今治市の中学生たちが使わせられている扶桑社版歴史・公民教科書の執筆・作成団体（共同事業者）である。（別紙１ 小田委員長と本件教科書の関係資料〔説明書〕３）

「つくる会」は、その後、二つに分裂し、「日本教育再生機構」（以下「再生機構」という。）が新たに作られた。そして、「つくる会」は、自由社との共同事業者として自由社版歴史・公民教科書を作成し、「再生機構」は、育鵬社との共同事業者として育鵬社版歴史・公民教科書を作成した。（別紙１ 小田委員長と本件教科書の関係資料〔説明書〕４）

「日本会議」は、現在、上記両教科書が各教育委員会で採択されるよう、組織の総力をかけて動いている。（別紙１ 小田委員長と本件教科書の関係資料〔説明書〕５）

また、育鵬社版教科書の作成団体かつ共同事業者である「再生機構」の顧問１２人の内３人は、「日本会議」の幹部役員であり、他の顧問の多くや理事長・副理事長らも、「日本会議」の機関誌への執筆や、「日本会議」からの自著の出版などの形で関係しており、両団体は完全に、密接不可分の関係にある。（別紙１ 小田委員長と本件教科書の関係資料〔説明書〕６）

以上から明らかなように、「日本会議」は、本件教科書の作成に実質的に関与し、その採択（入札及び落札）を推進している団体であり、本件教科書の実質的共同事業者である。

したがって、小田委員長は、

- ① 教科書採択（入札・落札）を所管し、その採択（入札・落札）環境を整備する被告今治市教委の教育委員長であり、
- ② かつその一方で、当該入札商品（教科書）の共同事業者の会員、つ

まり、入札商品である本件教科書の関係者でもある。

これは、民法108条で禁止している双方代理人に抵触し、当然ながら独占禁止法で禁止している不公正な取引、入札談合等関与行為防止法等にも明確に抵触する。

(3) 教育委員会に採択権限があるとする明文規則は存在しない

被告今治市教委は、「教科書採択権限は、教育委員会にある」と、2009年度の教科書採択において、教科書を調査研究し、教科書を選定するために設置された今治地区教科用図書採択協議会（以下「採択協議会」という。）が答申（報告）した教科書とは異なる教科書を、教育委員の独自の評価に基づいて採決（落札）した。

しかし、戦前の反省に基づく戦後教育制度の教科書採択制度の原理から、このような採択権限が教育委員会にあるとする明文法令は存在しないばかりか、ユネスコ・ILOの「教員の地位に関する勧告」（1966年）において「採択権は教員に与えられるべきである」とある。

このように、学校で使用する教科書を決めるのは、日常的に教科書と子どもたちに接し、かつ教科の専門的知識を有する教員免許を有している教員らが中心になり選定することが最もふさわしい。

一時期であるにせよ、教科書検定を都道府県教委が行っていたことを考察すれば、検定権限者の教育委員会に、採択権限があるとなれば、それは、戦前の反省から国定制度を廃止し、検定制度に採用した趣旨に真っ向から反するので、今治市教委が行ったような権限が教育委員会にあるはずはない。

このようなことから、被告今治市教委が、採択権限は教育委員会にあると主張する根拠法とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律23条6項の規定等は、単なる事務手続きを明記したものであると解することが合理的であり客観的であり、妥当である。

仮に教育委員会に採択権限があるとした場合でも、その具体的な権限とは、選定委員会に設置された調査員である現場教員らが調査研究した調査報告書と全教員らによる調査報告書の評価に基づき、選定委員会が審査し、選定し、答申した教科書を、単に手続上採決を行う行為に過ぎない。文科省の通知にも、「教育委員会その他の採択権者の判断と責任」とあるように、採択権限が教育委員会を組織する教育委員にだけあるというのではなく、教育委員らが有している採択権限とは、採択（入札・落札）手続きにおける一部の権限を有しているに過ぎない。たとえば、選定委員会の答申（報告）を無視

して、教育委員の独自の私的な教科書の評価に基づき、使用する教科書を決定する権限を有していると解することは、断じてできない。

(4) 教育委員は、採択のために必要な資格条件を満たしていない

憲法前文に「主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるのであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」とある。さらに「これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する」とある。2006年に改正された教育基本法の前文においても「ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、…この法律を制定する」としている。つまり、行政行為委はすべてこの民主主義原理に従って、法令主義に基づき、適正な手続きを経て行われなければならない、教育行政においてもそれは同様である。

つまり、教育委員らは、この原理に基づき、今治市教委の教育委員としての職務と職権を住民から信託されているに過ぎずない。ゆえに、教育委員らは、民意に基づき、公正・公平にその職権を行使する責務を負う特別職の職員であり、私人としての資格で採択（入札・落札）に関与しているのではない。

本年度の採択対象の教科書は、中学校の場合、次の文科省のホームページの中学校用教科書目録のように、多種多様であり、かつ多数である。ゆえに、教育委員らが、短期間にこれだけの量の教科書を読むことさえ、困難である。さらには、教科書に関する専門的知識も各教科の専門的知識も有している必要があるが、全教科の教科書の専門的知識や全ての教科の専門的知識を有している者は、いない。つまり、教育委員らは、独自の私見の評価に基づき、子どもたちに最も適した教科書を定めるために必要不可欠な教科書選定審査・採決資格条件を満たしていないのである。

よって、教育委員らは、独自の私見の評価に基づき、子どもたちに最も適した教科書を定めることができるはずもなく、そのような採択（落札）行為は、実体的違法がある。

中学校用教科書目録（平成24年度使用）

種 目	種類数	点 数	種 目	種類数	点 数
	種	点		種	点
国 語	5	18	音 楽（一 般）	2	6
書 写	6	10	音 楽（器 楽 合 奏）	2	2
社会（地理的分野）	4	4	美 術	3	8
社会（歴史的分野）	7	7	保 健 体 育	4	4
社会（公民的分野）	7	7	技術・家庭（技術分野）	3	3
地 図	2	2	技術・家庭（家庭分野）	3	3
数 学	7	21	英 語	6	18
理 科	5	18			
			合 計	種	点
				66	131
				(18者)	

(文科省のホームページより)

(5) 被告今治市教委は、明白な誤りがある欠陥商品を落札

ところが、2009年度の教科書採択時の5人の教育委員ら（小田道人司委員長、井門裕彦委員、藤井信子委員、西本宥法委員、高橋実樹教育長）は、教科書を選定するための調査・研究と審査を行うために設置された今治地区教科用図書採択協議会（以下「採択協議会」という。）が、公的手続きを経て「採択することが望ましい」と選定した答申（報告）とは異なる教科書を教育委員らの独自の私見の評価に基づく判断によって、落札商品を決定した。教育委員らが落札した教科書は、先の答申や調査研究報告書では極めて評価の低い扶桑社版教科書である。

仮に、教育委員らの審議において、教育委員らが選定した教科書の方が、採択協議会が答申した教科書よりも、誰から見ても子どもたちにとって「最も有利な内容」の商品であるとの結論に達したのであれば、その合理的かつ客観的理由を付して、採択協議会に、再度、審査等をやり直すことを求めることが、不可欠である。しかるに、教育委員らは、そのような措置も行わず、また、合理的かつ客観的理由も示すことなく、つまり、採択協議会の答申を全く無視して、教育委員らの独自の私的な評価のみの判断で、採決を行い、扶桑社版教科書を違法に落札した。

しかも、被告今治市教委が落札した扶桑社版教科書は、高嶋伸欣琉球大学名誉教授の別紙2（＜扶桑社版歴史教科書の明白な誤り＞ 一覧）の指摘のように、明白な誤りがある欠陥商品と言える代物である。

(6) 子どもたちの人権を侵害する扶桑社版歴史教科書

また、同教科書は、上記の高嶋氏の意見書の冒頭の次の記載のように、最高裁判所大法廷判決示された憲法違反行為である「誤った知識や一方的な観念を子どもたちに植えつけるような内容の教育を施すことを強制する」教科書でもある。

「文部科学省（以下、文科省）が2004年度に実施した中学校社会科歴史分野の教科書検定において、扶桑社から提出された申請本（白表紙本）に対し、いかに杜撰な点検、審査を実施していたかを、多数の一方的記述や誤記の具体的事例の提示をもって明らかにし、かかる不作為で検定合格とした文科大臣の決定が不当かつ職権濫用の違法行為であることを、明らかにする。

さらに、そうした多数の不当な記述の大半は、歴史学及び教育学研究者や歴史担当教師さらには一般市民などから問題であると指摘されたにもかかわらず、当該出版社と執筆者だけでなく文科省の検定調査官（検定官）や検定審議会委員など当事者の誰一人として、記述を是正するための行動をとらないまま4年間で過ぎ、2009年8月の新たな教科書採択時においてもそれらの多数の誤記等が記載されていると判明している扶桑社版歴史教科書を、愛媛県教育委員会及び今治市教育委員会並びに上島町教育委員会が、2010、2011年度用として採択したことは、最高裁判所大法廷判決（1976年5月21日、旭川学力テスト事件）に示された憲法違反行為である「誤った知識や一方的な観念を子どもたちに植えつけるような内容の教育を施すことを強制する」ものである事実を、明らかにする。」

さらに、高嶋教授は、今治市教委の同採択によって、使用することを強制されている子どもたちは、次のような人権侵害状況を押つけられていると指摘しているように、今治市教委には、人権擁護義務を犯している。また、今治市教委は、本件採択においても、同様の内容の本件教科書を下記のように再び採択（落札）させようとし、同様の人権侵害を継続しようとしている。

「誤記問題をめぐる議論で忘れられている日々の学習による生徒の人権侵害状況に対する責任問題

ここまで、とりあえず2010年度用として愛媛県教育委員会と今治市教育委員会が採択した扶桑社版教科書が、多くの不当、不適切な記述を掲載しているにもかかわらず、検定に合格していた事実を具体的に指摘し、文科省や各教育委員会の対応の不当性、違法性を明らかにしてきた。本件が法廷で争われているものである以上は、違法性をめぐる議論に傾倒することは、ある程度やむをえない。

しかし、本件はあくまでも学習教育の健全さを追及するためのものでなければならない。この観点に立脚した時、誤記が残存している教科書が、その点を不問のまま採択されたことの影響を受けるのは、その教科書で学習させられる生徒たちであるという重大な問題点が忘れられては、ならないはずである。

しかし、ややもすると「つくる会」系の扶桑社および自由社の教科書検定と採択をめぐる従来の議論、法廷等の争いでは、この問題点への対応が忘れられがちとなっている。今回の2009年度採択をめぐる争いでも、採択という行政行為の違法性の存否が主たる議論の対象となっている。

その一方で、誤記等不適切な記述が多数あると判明していながら採択された教科書は、すでに2010年度と2011年度に入学した中学生に渡され、それによる学習が強要されている。不適切記述が多数ある教科書を使用させられているという事実が、次第にそれら中学生たちにも認識されつつある。

そうした欠陥教科書と指摘されながら、それを自分たち中学生に使わせようとした関係者たちは、中学生を侮辱し、人間としての尊厳を傷つけていることに気づいていないと、中学生は気づくはずだ。現に、2年目に入ったこの状況下で中学校生たちの大人不信の念は急速に深まっていると、予想される不適切な採択の責任の所在の明確化は、同じことの再発防止のために、不可欠である。同時に、こと教育問題は一般的な議論の間も、日々の教育の営為は休みなく継続されているのであり、問題点に対しては予防的措置と共に対症的措置も講じていかなければならない。生徒にとっては一生に一度しかないその時々の教育に、どれだけ大人社会が最善を尽くしているかで、大人への信頼度を判断することになる。

本件の場合、ここで指摘している不適切な記述、明らかな誤記を多数含む教科書を使用させられている現下の中学生の不条理な状況を、いかに迅速に改善するか、それが大人社会としての焦眉の急務であること

を、ここに指摘しておきたい。

そのためにも、本件の場合に限らず、愛媛県内の昨今の教科書問題における法廷等での争いにおいて示された司法および行政側関係者等の判断の多くが、いたずらに形式論に終始し、こうした大人社会としての中学生に対する責務履行に不可欠な、現実的対応の必要性を重視する観点を欠いていることは、きわめて遺憾というほかない。

その意味において、本件に対する司法判断では、こうした大人社会のこれまでの責任回避、怠慢、欺瞞等のくり返しや継続を許さない、毅然とした総括が提示されることを切望する。」

(高嶋氏の「意見書」より抜粋)

(7) 今治市教委は、再び、違法な採択を行おうとしている

このような違法な採択（入札・落札）を行った2009年度の5名の教育委員が、本件採択（入札・落札）に4名も残っている。よって、2009年度の採択と同様の違法な採択（落札）を繰り返す可能性が極めて高いと予想された。よって、原告らは、冒頭で示した、適正かつ公正な採択（落札）環境を整備する措置を求めて、被告今治市教委に5件の請願を提出したのである。しかし、被告今治市教委を組織する5名の教育委員らは、この請願を共謀し、ことごとく不採択とし、2009年度の教科書採択（入札・落札）環境を維持した。つまり、教育委員会の義務である、適正かつ公正な教科書採択（入札・落札）環境整備を恣意的に拒否し、その上で、本件審議及び落札（採決）においても、再び、不正・違法・不公正に本件教科書を落札（採決）しようとしている。

(8) 被告今治市教委の違法な落札は、今治市に財政に損害を生じさせる

ア 不正・違法・不公正な採択（落札）が直接的原因となる違法な財務会計行為

(ア) 不正・違法・不公正な落札が直接的原因となる違法な財務会計行為

以上のように、2009年度の教育委員らは、2009年度の教科書採択（入札・落札）において、教育委員という地位と職権を利用・濫用し、

先の述べた違法な採択を行ったように、今年度の当該教科書採択（入札・落札）においても、2009年度と同様に違法な採択（入札・落札）が行われる可能性が極めて高い。

また、先に示した通り、本件採択（入札・落札）環境整備において、適切な措置を講じていない。このままでは、不正・違法・不公平な採択（落札）が行われ、その結果に基づき、2012年度からその落札商品である教科書を子どもたちが使用することになるとの理由で、採択（落札）された商品と同じ商品を教員用の教科書及び同教師用指導書を今治市の財政から購入することになる。

なお、この財務会計行為は、最高裁大法廷1952（昭和52）年7月13日判決（民集31巻4号533頁）「公金の支出が違法となるのは単にその支出自体が憲法89条に違反する場合だけではなく、その支出の原因となる行為が憲法20条3項に違反し許されない場合の支出もまた、違法となることが明らかである。」との判示などに該当する、先行する違法行為に対して支出された公金及び財務会計行為となり、その購入費用も違法な公金の支出となる。

（イ）不正・違法・不公正な落札が直接的原因によって予想される違法な財務会計行為

不正・違法・不公正な採択（落札）に基づき、当該教科書の教員用の教科書及び指導書の購入措置が予想される金額は、2009年度の採択（落札）結果に伴い、2010年に購入した金額と当てはめると1646710円となり、同金額に相当する損害を今治市に及ぼす。

第三、本件審議及び落札によって侵害される原告らの権利ないし法的利益

1、侵害された原告らの権利ないし法的利益

被告今治市教委の違憲・違法・不正・不公正な入札及び落札行為等によって、以下のような原告らの権利ないし法的利益が侵害される。

- (1) 平和的生存権ないし法的利益の侵害
- (2) 人格権ないし法的利益の侵害
- (3) 環境権ないし法的利益の侵害

- (4) 教育権ないし法的利益の侵害
- (5) 教育を受ける権利ないし法的利益の侵害
- (6) 幸福追求権ないし法的利益の侵害
- (7) 平穩生活権ないし法的利益の侵害
- (8) 個人としての発達権ないし法的利益の侵害
- (9) 真実の歴史を知る権利ないし法的利益の侵害
- (10) 史実継承権ないし法的利益の侵害
- (11) 友好を深めるための相互理解・信頼権ないし法的利益の侵害
- (12) 地方自治における参政権ないし法的利益の侵害
- (13) 地方自治（地方教育行政）における参画権ないし法的利益の侵害
- (14) 地方自治（地方教育行政）における選択権ないし法的利益の侵害

2, 原告らの法律上の利益

(1) 2004年6月2日、行政事件訴訟法の一部を改正する法律（以下「改正法」という）が国会で成立し、同月9日、法律第84号として公布された。改正後の9条2項は、処分の相手方以外の第三者について、法律上の利益の有無を判断するに当たって、①処分の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく、②法令の趣旨、目的、③処分において考慮されるべき利益の内容、性質を考慮するものとし、④その場合において、上記②の法令の趣旨、目的を考慮するに当たっては、その法令と目的を共通にする関係法令の趣旨、目的をも参酌し、⑤上記③の利益の内容、性質を考慮するに当たっては、処分の根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容、性質とこれが害される態様、程度をも勘案するものと規定する。

(2) 本件は、今治市教委が、公共入札の一種である教科書採択において、適正かつ公正な採択（入札及び落札）環境を整備しないまま、臨時会に、本件教科書の関係者である小田委員長が、出席し、本件審議及び落札行為を行ってはならないと小田委員長の職務の差止等と損害賠償の請求事件である。

(3) 本件に関係する法律等は、憲法を別として、①地方教育行政の組織及び運営に関する法律23条、②2006年公布教育基本法16条1項及び3項並びに4項、③義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律6条、10条、11条、12条、13条、④独占禁止法（公正取引委委員会告示第15号4）及び入札談合等行為の排除及び防止に関する法律2条5号・二、⑤

地方自治法の趣旨、1条、11条、12条、13条、14条、15条、17条、18条、19条、74条、75条、76条、80条、81条、94条、95条、98条、99条、109条、124条、125条、138条の2、138条の3、138条の4、148条、152条、154条の2、172条、174条、180条の5、180条の6、180条の7、180条の8、202条の3、等地方自治法における住民自治における住民の権利、利益に関する各条項、⑥教育条理、⑦子どもの権利条約及び教育に関する国連・ユネスコ等における国際条約等、⑧教科用図書検定規則及び中学校学習指導要領等の教科書検定に関する各法令、⑨国際人権規約及び国連等における人権及び平和並びに戦争に関する国際条約等、⑩学校教育法及び教科書の発行に関する臨時措置法等採択にかかわる関係法令、⑪社会教育法及び学校図書館並びに図書館法、⑫教育勅語等の失効確認に関する両院の議決、⑬日本国政府とアジア諸国政府間で結んでいる声明・覚え書き等及び日本国内各地方都とアジア諸国内の地方都市間で結んでいる姉妹都市ないし友好交流に関する協定書等、独占禁止法1条、2条、9条、19条等の不公正な取引方法等の関連法規、入札談合等関与行為防止法、民法108条、会計法・地方自治法の条項及び今治市契約規則の公共入札関連規則等等々上記以外における本件教科書採択にかかわる国内法及び国際法等である。

上記に示した侵害された原告らの権利ないし法的利益及び原告らの法律上の利益の詳細は、準備書面で述べる。

結語

以上のように、被告今治市教委は、先の述べた数々の怠る事実、違憲・違法・不正・不公正があり、被告今治市教委の怠る事実、不正・違法・不公正な採択(落札)によって、原告らが、被る損害は甚大であり、かつ、請求の趣旨で求める方法以外には、原告らが被る損害を防ぐ方法はない。よって、原告らは、行政訴訟法第37条の4項に基づき、請求の趣旨記載の本訴請求に及ぶ。

以上

添付資料

1, 委任状